

岐阜市立京町保育所ほか3施設で使用するガス需給仕様書

1 概要

- (1) 件 名 岐阜市立京町保育所ほか3施設で使用するガス
- (2) 供給場所 岐阜市長が指定する場所
- (3) 供給建物 京町保育所 岐阜市京町2丁目11番地
 鷺山保育所 岐阜市下土居2丁目9番12号
 市橋保育所 岐阜市今嶺2丁目10番16号
 あいかわ保育所 岐阜市加野6丁目26番13号
- (4) 業種及び用途 保育所

2 仕様

- (1) ガス種別 都市ガス (13A)
- (2) 供給熱量 45MJ/m³
- (3) 供給圧力 低圧
- (4) 予定使用量等 別紙のとおり
- (5) 供給期間 令和9年3月の検針日の翌日から令和10年3月の検針日まで
- (6) 計量器

京町保育所 住所：岐阜市京町2丁目11番地

種別	メーター番号	負荷計測器	設置場所	主な使用機器
一般用	NBN 16 004261	無	園舎東	給湯器 ガスコンロ

鷺山保育所 住所：岐阜市下土居2丁目9番12号

種別	メーター番号	負荷計測器	設置場所	主な使用機器
一般用	ND 65 002067	無	園舎西	給湯器 ガスコンロ
空調用	ND 40 001459	無	園舎西	GHP空調

市橋保育所 住所：岐阜市今嶺2丁目10番16号

種別	メーター番号	負荷計測器	設置場所	主な使用機器
一般用	NBN 16 005781	無	園舎北東	給湯器 ガスコンロ

あいかわ保育所 住所：岐阜市加野6丁目26番13号

種別	メーター番号	負荷計測器	設置場所	主な使用機器
一般用	NBN 16 005531	無	園舎北東	給湯器 ガスコンロ

※財産については、岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者のものである。

(7) 需給地点

岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者が設置したガス供給設備の最終フランジの接続点

(8) 供給期間中のガスの契約に影響するようなガス設備の変更予定なし

3 その他特記事項

(1) ガス料金の計算方法

ア ガス料金の算定は、1月（前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間をいう。）の使用量により行うものとする。

イ 毎月のガス料金

（ア）毎月のガス料金＝定額基本料金＋（従量料金単価＋原料費調整額）×使用量

（イ）ガス料金には、消費税及び地方消費税相当分を含む。

ウ 原料費調整額は、小売ガス事業者が適用する金額とし、適用期間についても同様とする。

エ ガス使用量の単位は、立方メートルとし、その端数は小数点第1位以下の端数を切り捨てる。

オ ガス料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

カ 別途、ガス料金の割引提示をする場合は、計算方法及び適用条件を明示すること。

(2) ガス料金の請求及び支払い

ア ガス料金の支払いは毎月とし、受注者は（1）に基づき算定されたガス料金を発注者に請求するものとする。

イ 毎月の請求書等は、WEBからのダウンロード、メールまたは書面にて請求することとし、書面の場合は岐阜市子ども未来部子ども保育課へ送付すること。請求書等の様式は、受注者の任意の様式によるものとする。なお、WEBで請求を行う場合は、あらかじめ発注者へ連絡を行うこと。また、請求書の発行手数料が必要な場合は、受注者において負担すること。

ウ 請求の際には、請求書のほかに、施設毎に内訳を添付すること。

エ 支払いは納付書による入金のほか、指定の口座への振込とする。

(3) 時間当たりの最大使用量の算出が必要な場合は、負荷計測器の設置、又は、計量器の最大ガス通過流量の合計値を最大使用量とするなど、発注者と受注者による協議のうえ、決定する。

(4) 今回の契約を実行するため、負荷計測器設置等の改造費用が発生する場合は、受注者負担とする。

(5) 受注者は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）の定めるところにより、消費機器の調査、危険発生防止周知を行うものとし、ガス工作物の点検、緊急保安は、岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者が行うものとする。

(6) 現在の供給者

東邦ガス株式会社

(7) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。

(8) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

担当：子ども保育課 梅村

連絡先：058-214-7825

予定月間使用量・予定年間使用量

保育所名		京町	鷺山		市橋	あいかわ
		一般用	一般用	空調用	一般用	一般用
		使用量	使用量	使用量	使用量	使用量
供給年月		(m ³)	(m ³)	(m ³)	(m ³)	(m ³)
令和 9 年	4 月	430	640	640	450	100
令和 9 年	5 月	410	510	300	450	110
令和 9 年	6 月	400	500	800	450	100
令和 9 年	7 月	390	530	2,200	450	110
令和 9 年	8 月	370	450	2,550	430	100
令和 9 年	9 月	310	420	2,900	460	100
令和 9 年	10 月	390	410	2,160	420	100
令和 9 年	11 月	370	510	600	430	120
令和 9 年	12 月	430	580	850	460	130
令和 1 0 年	1 月	370	570	1,300	370	110
令和 1 0 年	2 月	430	600	1,480	420	110
令和 1 0 年	3 月	450	670	1,430	440	130
計		4,750	6,390	17,210	5,230	1,320
合計		34, 900				

※ 予定使用量はいずれも実績から算出した数量であり、実際の取引においては、検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。